

# 中国の金融制度改革と中小企業金融・消費金融の課題と新たな動き



神宮 健

## CONTENTS

- I 「新常态」下の中国経済
- II 中小企業金融・消費金融の制度・政策と現状
- III 制度・枠組みの改善
- IV 中小企業金融・消費金融は新たな局面へ

## 要約

- 1 中国経済は、「新常态」の下で経済成長率がシフトダウンする一方、経済発展モデルの転換を迫られている。経済全体の生産性の引上げや個人消費の拡大が望まれる。金融システムも、新技術やアイデアのある中小企業に資金を回し、また個人消費を活発化させ、経済発展モデル転換に資するものになる必要がある。
- 2 中小企業金融・消費金融については、長年、銀行の融資を促進させる措置や他の金融機関を育成するといった措置がとられてきたが、必ずしも満足できる結果を得られていない。基本的には、貸出先に関する情報収集の難しさやコストの問題があるろう。
- 3 しかし、ここにきて状況に変化が見られる。第一に、金利自由化などが進展する中で、今後、中国の銀行は1980年代の日本の銀行と同様に、収益確保のため、手数料業務に加えて利鞘の厚い中小企業・個人向け融資を重視することになるろう。中小企業・個人向け分野における銀行と銀行以外の機関との競争が活発になることが予想される。
- 4 第二はインターネット金融（中国版FinTech）の発展である。特にeコマース会社など、インターネット企業の金融分野への進出には目覚ましいものがある。ビッグデータの利用による与信判断やインターネットを利用した商流ファイナンスなどが現実化しており、これまで十分に機能していなかった中小企業金融・消費金融の姿を変えつつある。
- 5 一方、新たな形態の金融にはリスクがつきものであり、詐欺事件なども多く発生している。今後、信用情報制度・登記制度や法律面の整備を整え、中小企業金融・消費金融における新たな潮流を活かすことが重要である。

## I 「新常態」下の中国経済

中国経済は「新常態」にあるといわれる。「新常態」の特徴が、長期的な経済成長率のシフトダウンと経済発展モデルの転換であるとするれば、前者は経済成長率が最近7%前後に低下することで既に生じている。一方、後者が供給面では資本と労働力の大量投入による粗放的成長から全要素生産性の引き上げによる成長への転換、需要面では輸出・固定資産投資主導の成長から輸出・固定資産投資・個人消費のバランスが取れた成長へのシフトを概ね意味するとすれば、こちらの進展は道半ばである。

長年、中国の金融システムは、低金利・人民元安の下、主に大手国有銀行を通して国有大企業を中心に資金を回すことで、経済発展モデルを支えてきた。経済発展モデルの転換においては、金融システムも個人（消費）の資金需要を満たして個人消費を活発化させたり、新技術やアイデアのある中小企業に資金を回し生産性を引き上げたりするものに転換しなければならない。

これまで消費金融や中小企業金融が不十分であった背景には、銀行、特に大型商業銀行にとっては、規制金利下で一定の利鞘が稼げるため、貸倒れリスクのない国有大企業に貸出す方が、経営が不安定で信用情報が集め難くコストがかかり、しかも貸出金額が小さい貸出先に貸すよりも有利であったことがある。

しかし、この状況は変わりつつある。第一は金融改革の進展である。2015年は、預金保険制度が導入されたことで、金利自由化の最後の砦である預金金利自由化が最終段階に入

った（市場金利と貸出金利は既に自由化済み）。実際には、預金金利の変動上限は基準金利の1.5倍（2015年8月現在、1年物預金金利は2%、上限は3%）に拡大されており、事実上自由化されたといってもよい。また、金融改革は株式・債券市場を通じた直接金融の発展も重視している。

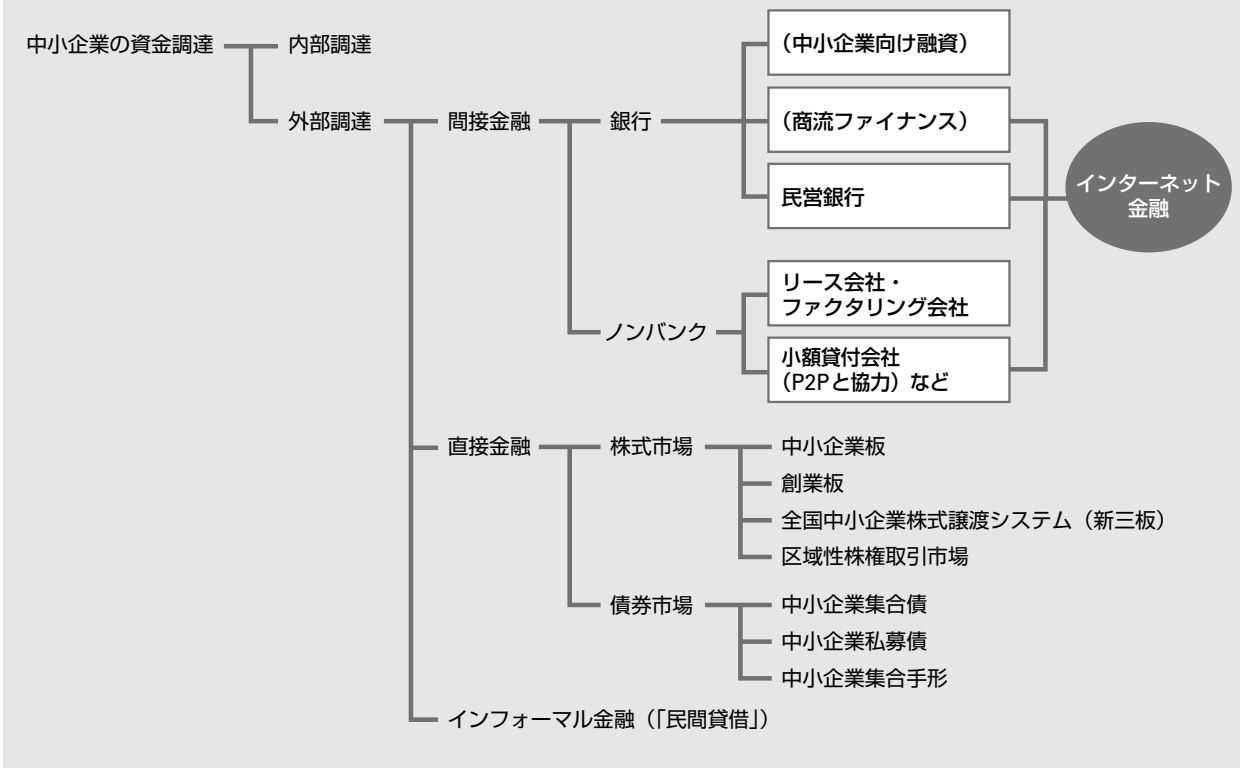
今後、中国の銀行は、1980年代の日本の銀行と同様、預貸利鞘の縮小や優良顧客である大企業の銀行離れに直面すると予想される。銀行の収益確保のための戦略としては、手数料業務へのシフト（投資銀行業務、資金運用コンサルティングなど）や、利鞘の厚い中小企業・個人向け融資が考えられる。政府は銀行以外の機関による中小企業金融・消費金融を促進しており、今後、この分野での競争が活発になることが予想される。

第二はインターネット金融（中国版Fin-Tech）の発展である。中国では2013年が「インターネット金融元年」と呼ばれるように、最近のeコマース会社など、インターネット企業による金融分野への進出には目覚ましいものがある。ビッグデータの利用による与信判断、インターネットを利用した商流ファイナンスなどが、これまで中国金融の空白地帯であった中小零細金融・消費金融を変えつつある。

## II 中小企業金融・消費金融の制度・政策と現状

ここでは、中小企業・消費者向け金融について、経緯・制度と最近の動向について述べる。なお、中小企業金融については、間接金融を取り上げ、たとえば最近の店頭株式市場

図1 中小企業金融の種類



の発展などの直接金融は別の機会に譲る（図1）。消費金融については、本誌2013年11月号<sup>1)</sup>に詳しいので、本稿では最近の動向のみ取り上げる。

## 1 政策の経緯

### (1) 2003年以降の経緯

金融面における中小企業支援は、2003年1月に施行された「中小企業促進法」から本格化した。同法の狙いの一つは、中小企業の資金調達環境の改善であり、中小企業金融への支援は人民銀行の政策課題の一つとなった。商業銀行と信用社が中小企業金融の役割を果たすことが明記された。これを受けて、一部の銀行で支店担当者の貸出責任制が導入された。

また、「中小企業発展の奨励と促進に関する若干の政策意見」（国务院、2000年）などを受けて構築が進められていた信用保証体系（含む担保会社）も、2003年以降は4つの行政レベル（中央—省—市—県）で展開された。

その後も、表1にあるようにさまざまな手が打たれた。しかし、支店担当者貸出責任制は、貸し手側の審査能力不足などからあまり成功しなかった。また、担保会社も中小企業についての情報を特に有していたわけではなく、赤字化し地方財政の負担となる場合もあった<sup>2)</sup>。

### (2) 最近の経緯

2013年11月の中国共産党第18期中央委員会

表1 中小企業金融に関連する主な政策

| 時期      | 政府                    | 政策・概要  |
|---------|-----------------------|--|
| 2000年8月 | 国務院                   | 『中小企業発展の奨励と促進に関する若干の政策意見』<br>・中小企業信用担保体系の構築推進  |
| 2003年1月 | 全人代常務委員会              | 『中小企業促進法』<br>・中小企業に対する資金支援を規定（本文参照）  |
| 2005年7月 | 銀監会                   | 『銀行の小企業向け融資業務への指導意見』<br>・銀行の中小企業向け貸出についてのインセンティブ・ペナルティのメカニズム構築など                           |
| 2008年5月 | 銀監会                   | 『小額貸付会社の試行に関する指導意見』<br>・農村向けなどの小額貸付会社の試行に関する意見   |
| 2009年9月 | 国務院                   | 『中小企業発展のさらなる促進に関する若干の意見』   |
| 2010年3月 | 銀監会、発展改革委員会、工業情報部等7部門 | 『融資性担保会社管理暫定弁法』<br>・融資性担保会社の監督管理強化   |
| 2010年6月 | 人民銀行・銀監会・証監会・保監会      | 『中小企業向け金融サービスのさらなる改善に関する若干の意見』<br>・中小企業、特に小企業の資金調達難の緩和に注力                                  |
| 2011年5月 | 銀監会                   | 『商業銀行の小企業向け金融サービスのさらなる改善への支援に関する通知』<br>・就業拡大に貢献し、返済能力と意欲があり、持続可能性のある小企業の資金調達に対する支援を商業銀行に要求 |
| 2013年8月 | 国務院                   | 『金融が小零細企業の発展を支持することに関する実施意見』<br>(本文参照)   |

出所)『中国中小企業藍皮書』2010～14年各年版、各政策発表より作成

第三回全体会議（三中全会）は、今後10年の中国の改革方針を示した。ここで採択された「改革の全面的深化における若干の重大問題に関する中共中央の決定」は、金融改革について「民間資本による中小銀行設立」「インクルーシブ金融<sup>注3</sup>の発展」を挙げており、政府がこの分野を重視していることが確認できる。

また、これに先立つ2013年7月の国務院の「金融の経済構造調整と（経済発展）モデル転換および高度化への支援に関する指導意見」（10の意見があるため「金十条」と呼ばれる）では、「金融資源を統合し、零細企業への支援を強化する」「消費金融の発展を促

進する」とある。

より具体的には、2013年8月に国務院が、「金融が小零細企業の発展を支持することに関する実施意見」を発表した。主な意見は次の通りである。

- ①貸出目標の設定。小零細企業向け貸出の伸びは、各種貸出の伸びの平均を下回ってはならず、また、同貸出の増加が前年同期実績を下回ってはならないという「兩個不低於」や中小金融機関への預金準備率面での優遇など（後述）である。
- ②小零細企業向け金融サービスの強化。産業チェーン・商業圏・企業群全体に対する貸出、売掛債権・動産・受注などを担

保にした貸出、商業ファクタリング・金融リースなどである。

- ③小零細企業の信用情報総合プラットフォームの構築。
- ④民間資本による銀行・金融リース会社・消費金融会社の試行。

2014年10月の国务院常务会议も、中小企業支援を打ち出し<sup>4</sup>、2015年3月にも、銀監会（中国銀行業監督管理委員会）が「2015年小零細企業金融サービス工作指導意見」で、「三個不低於」（前述「兩個不低於」に加え、貸出先の小零細企業数も前年同期を下回ってはならない）を含む意見を発表している。

なお、2013年以降、三農（農村・農業・農民）と中小企業の分野に的を絞って（定向）、預金準備率の追加的引下げなどによって優遇する定向緩和策がたびたび使われている。中小企業などに資金が流れ難いという金融システムの欠点を抱える中では、人民銀行が総量で適正な流動性を市中に注入したとしても、必ずしも「三農」関連や中小企業関連にうまく資金が流れ難い、という問題を緩和するためにとられている措置である。

## 2 中小企業金融・消費金融の現状

### (1) 概観

まず、中小企業金融の規模と種類を、やや古いデータの揃う2013年末で比較すると、銀行貸出が17.8兆元（15年3月末は21.4兆元）、小額貸付会社が5700億元（15年6月末は9594億元）、リース会社が2000億元、質屋700億元となっている<sup>5</sup>。一方、インターネット金融のP2P（Peer to Peer：インターネット上の個人間貸借のプラットフォーム）における貸出残高は2013年末で268億元（ただし、15

年6月末は2087億元へと急増）となっている。やはり、銀行が桁違いに大きい。

次に、よく指摘される中小企業の資金調達難について見る。中小企業に対するアンケート調査（中国中小企業協会「経済転型与中小企業発展問卷調査数据库」<sup>6</sup>）によると、2014年（1-3月）時点で、資金調達が「非常に困難である」が21%、「大きくはないが一定の困難がある」が55%であり、4分の3の企業が何らかの困難に直面している。

調達難の理由は、「経営状況に対する銀行側の要求が高すぎる」「担保の条件が厳しすぎる」「銀行に中小企業向けの貸出商品が不足している」「銀行の融資手続きが不合理である」「企業自身の問題がある」などである。

また、調達コストも高い、1年物の銀行貸出基準金利6.0%に対して、これらの企業の調達金利は、9%台（銀行）～15%台（小額貸付・P2P）、インフォーマル金融では20%台である。

さらに、資金調達ルートは銀行が全体の約8割を占めるため資金調達先の多様性に欠け、リスクが銀行に集中しやすいといった従来からの問題も残っている（図2）。

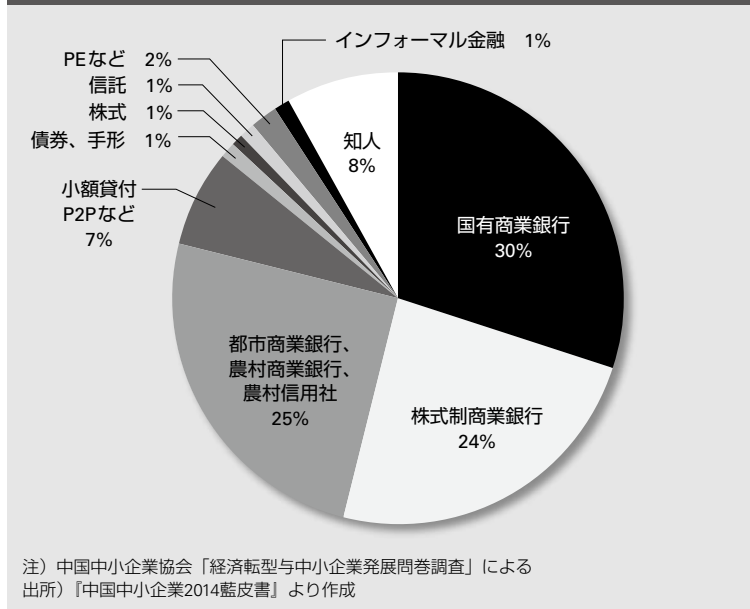
これまでの中小企業金融促進政策には一定の効果があったと見られるものの、なお多くの中小企業が資金調達難・調達コスト高に直面している。次に、中小零細金融・消費金融にかかわる主な金融機関などの動向について見ることにする<sup>7</sup>。

### (2) 銀行

#### ①商流ファイナンス

銀行は金融自由化の進展などに対応するため、専ら中小企業にサービスする専門営業機

図2 中小企業の資金調達チャネル



関を増やすなど、既に中小企業向けサービスの強化を図っている。

そして、今後の発展が期待できる取り組みには商流ファイナンスがある<sup>注8)</sup>。

商流ファイナンスは、融資の際、不動産担保などではなく、企業間取引におけるモノ・資金・情報の流れなどの「商流」に依存して融資を行う方法である。中小企業の担保物件不足などの解決策として、中国でも10年以上前から多くの銀行が導入している。既に平安銀行の「橙e網」などは銀行が提供するサービスラインアップに入っている。

これまでは主に、サプライチェーンにおける中核企業の信用を利用し、中核企業の上流・下流にある企業に資金を融資するいわゆる「1+N」モデル（1が中核企業、Nがその上流・下流にある企業群）が代表的であった。たとえば、サプライヤーが中核企業に対して持っている売掛債権を裏付け（担保、買い取り）として、銀行がこれらのサプライヤ

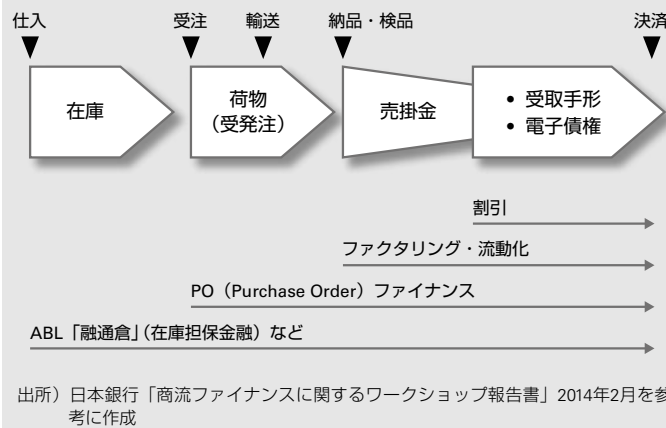
ーに融資する方法などがある。

ただし、こうしたモデルが十分に発達してきたとはいえない。一部の中核企業はサプライヤーに対する強い立場を利用して支払い期限を守っておらず、交渉力のある銀行が支払い相手になることを嫌うことなどが背景にある<sup>注9)</sup>。

このため、中核企業ではなくシステム・情報に依存した商流ファイナンスのモデルに向かう動きが出ている。

たとえば、サプライチェーン内の各企業の内部情報システムの相互リンクや債権の電子化を進め、クラウドコンピューティングを利用して情報処理の標準化などを図る。そして、ビッグデータを利用したリスク分析に基づく融資や、物流・倉庫会社などとのデータ共有による売掛債権・在庫融資などを行うというものである。一部の商業銀行は既にこれらのモデルを部分的に実行している（図3）。

図3 商流ファイナンスの例



## ② 民営銀行

民間銀行設立も注目される。政府には、資金調達難の零細企業向け銀行サービスの不足を補うために民間銀行を発展させる意図がある<sup>注10</sup>。2014年3月に銀監会は民営銀行試行の株主リスト（アリババ、テンセントなどを含む10社）を発表し、15年6月時点で、民営銀行5行が設立された。試行地域は天津・上海・浙江・広東である。

たとえば、2014年12月開業の深セン前海微衆銀（株主はテンセントなど）は、初のインターネット民営銀行で支店を持たない。ビッグデータによる信用評価などを行う予定であり、インターネット金融の側面からも注目される。

## (3) リース会社

中国においてリース業は、改革開放後の1980年代初頭に、海外からの技術・設備の輸入と資金不足解決のために導入された。当初、ノウハウの吸収もあり合資形態を取ったが、2004年に外商独資も設立可能になり、中資企業の試行も開始した。

現在、根拠となる法律は、商務部の「融資リース企業監督管理弁法」（2013年10月1日実施）と銀監会の「金融リース会社管理弁法」（07年発表、14年改訂<sup>注11</sup>）である。このため中資リース会社の規制部門は、商務部と銀監会に分かれる（外資系は商務部）。

2015年6月末の時点で、全国のリース会社は3185社（前年末比983社増）、融資リース契約残高は3兆6550億元（前年末比4550億元増）である（銀監会「2015年上半年中国融資リース業発展報告」）。

大きく発展しているように見えるが、2013年以降、シャドーバンキングに対する規制などが厳しくなる中で、リース会社が迂回融資の新たな手段として使われてきた。特に、レバレッジ率の規制が比較的緩く資金調達に有利な外資リース会社が急増している<sup>注12</sup>。統計によって数字が異なるが、外資系リース会社は2014年に急増し、年末時点で1701社ある<sup>注13</sup>。このため、最近のリース契約残高の増加は必ずしも中小企業向け融資の増加にはつながっていない点に注意が必要である。

## (4) 小額貸付会社

小額貸付を見ると、2005年に商業性小額貸付が5地域（山西・四川・陝西・貴州・内モンゴル）で試行され、08年に試行範囲が全国に拡大した。2013年7月の「金十条」で、国務院は零細企業支援の一環として、小額貸付会社への監督管理を強化するとしている。

小額貸付会社数は2015年6月末時点で8951社、貸出残高は約9594億元であり、近年増加が著しい。

貸出はできるが預金は受け入れられず、資金源は資本金と銀行借入であり、銀行借入は

純資本の50%を超えてはならない。このため、貸出の資金源が従来から課題となっている。

この課題に関しては、後述するeコマース会社やP2Pなどのインターネット会社の小額貸付分野への進出が注目される。

## (5) インターネット金融

ここでは、ここ数年、発展の顕著なインターネット金融を取り上げる（表2）。

第一は、eコマース会社の金融分野への進出である（詳しくは第四論考「中国ネット事業者による金融革新」参照）。例としては、eコマース大手アリババの小額貸付会社「阿

表2 インターネット金融の例

| 会社名                    | 機能           | 名称              | 内容  |
|------------------------|--------------|-----------------|---|
| アリババ<br>(阿里巴巴集团)       | 支払・返済・振込     | 「支付宝」           | アリペイ。C2Cのタオバオ（「淘宝」）の支払問題解決のための第三者支払プラットフォームとして2004年設立。公共料金支払い可能。契約銀行への振込み可能。クレジットカード返済も可能。返済履歴を基に消費者向け貸付業務も開始 |
|                        | 携帯電話による支払    | 「支付宝」           | 2014年12月から一部のスーパー・コンビニで開始。2015年5月、毎月28日を「支付宝日」にすると発表  |
|                        | 融資           | 「阿里小微信貸」        | 小額貸付会社。C2Cのタオバオ、B2CのTモール（「天猫」）の出店者向け融資。B2Bのアリババの出店者向け融資。また、零細企業・個人向け融資の資産証券化                                  |
|                        | 資金運用         | 「余额宝」<br>「淘宝理財」 | (第四論考「中国ネット事業者による金融革新」参照)<br>初の第三者基金販売のeコマース・プラットフォーム（2013年11月）。基金販売会社への販売業務サポート                              |
|                        | 信用評価         | 「芝麻信用分」         | 職業・人脈・信用履歴などを総合して採点。毎月更新。現在は自動車リース、ホテル宿泊、ビザ申請、消費金融などに使われている   |
|                        | 消費金融         | 「蚂蟥花呗」          | タオバオ（淘宝）・天猫（Tモール）の一部の店で使える。限度額は信用状況により自動的に調整される   |
| アリババ・中国平安・テンセント(騰訊) など | 保険販売         |                 | 支店を作らずに、インターネットを通じて保険の販売と保険金の支払を行う（2013年11月）  |
| テンセント                  | 支払           | 「財付通」           | 「支付宝」と同様の支払ツール  |
|                        | 携帯電話による支払    | 「微信」            | 「微信」はLINEのようなコミュニケーションツール。2015年5月から一部のスーパーとコンビニで開始  |
|                        | 資金運用         | 「微信」            | 資金運用商品は「微信理財通」（2014年1月）   |
| 騰訊など                   | インターネット銀行    | 深セン前海微衆銀行       | 2014年12月に開業。初のインターネット銀行。支店がなく、ローンを申請する際に財産担保も必要ない。ビッグデータ信用評価により業務を展開する予定                                      |
| 京東                     | 手形融資         | 京東金融            | 2014年10月頃から業務開始。企業は銀行引受手形などを担保に、京東のプラットフォームを通じて資金を調達できる   |
| 人人貸                    | P2P          |                 | 2010年5月設立   |
| 点名時間                   | クラウドファンディング  |                 | 2011年5月設立   |
| 建設銀行                   | eコマース・金融サービス | 「善融商務」          | B2B、B2C向けeコマースプラットフォーム（2012年6月）。2014年1月に工商銀行の「融e購」（B2C）も開業。中国銀行、交通銀行なども同様のプラットフォームを持つ                         |

出所) 各社ウェブサイト、各種報道より作成



里小微信貸」(アリ小額貸付)がある。

2010年以降「阿里小微信貸」は、C2Cサイトのタオバオ(淘宝)などでビジネスを展開する零細企業・個人向けの融資業務を進めてきた。貸出審査においてはeコマースサイトでこれまで蓄積してきたビッグデータを活用し、出店者にオンラインで無担保貸付を提供している。2013年には小口貸出を証券化することで、貸出で余力を高めるなどの新たな試みも行っている。

第二はP2Pやクラウドファンディングといったインターネット上での資金貸借の場である。P2Pは、インターネット上で個人対個人の貸借の場を提供するプラットフォームであり、クラウドファンディングは特定のプロジェクトなどに多数の投資家から資金を募るので、両者とも2010年頃から増加している。以下では、最近話題となることが多いP2Pについて述べる。

中国のP2Pの正確な数は不明だが、P2Pの情報サイト「網貸之家」によると2015年6月末で2028社(14年末1575社)である。「拍拍貸」「陸金所」といったP2Pプラットフォーム会社がよく知られる。

「網貸之家」によれば、2015年前半の取引額は約3006億元、平均収益率は14.78%、借り手側は106万人、投資側は218万人で、同年6月末の融資残高は約2087億元である。

発展の経緯を振り返ると、ここ数年、銀行融資への規制強化を回避するためにP2Pがシャドールバンキングの一部として使われたことがある。最近では2015年央の株価暴落の際に問題となった場外(非公式)信用取引において投資家へ融資する資金集めにP2Pが使われた。さらに、景気鈍化の中で資金回収ができ

なくなり、夜逃げするP2P会社も多い。

一方、インターネットの利用により規模・コスト面で有利に資金が集められるため、これを信用調査や融資ノウハウなどうまく結び付ければ、中小企業の資金調達難の解決につながる可能性がある。既存の小額貸付会社と融資先をめぐり競争が生じる一方、資金集めはP2P、融資はノウハウを持つ小額貸付会社という形で業務提携する動きもある。

こうした中、後述するように、当局はリスクを認識しつつ、適切な規制を整備することでP2Pを基本的に推進する方向を打ち出している。

## (6) 消費金融会社

ここでは、本誌2013年11月号<sup>注1</sup>以降の動きについて述べる。

まず、2014年に「消費金融公司試点管理弁法」(銀监会)が改訂された。①運営主体の規制緩和(非金融機関も出資者になることが可能)、②主要出資者の出資比率規制の緩和(50%から30%へ)、③リスク管理強化、④営業地域制限の緩和(1地域1社だが、登録地域以外での小売企業などとの提携による業務展開を許可)、⑤株主からの資金供与の緩和、⑥与信上限緩和(月収の5倍から20万元へ)、⑦試行地域の拡大(当初4都市=4社から16都市へ)などがある。

次に、2015年6月10日に国务院常務委員会は消費金融への参入基準をさらに緩和した。

①条件の合う民間資本・国内外銀行・インターネット会社が消費金融会社を設立することを奨励する、②消費金融会社の試行地域を16都市から全国に拡大する。

2014年の改訂を受けて2015年5月までに消

表3 零細企業・消費金融の比較

|         | 小額貸付会社                             | 消費金融会社  | P2P              |
|---------|------------------------------------|---|------------------|
| 規制当局    | 省政府金融弁公室など                         | 銀監会   | 銀監会              |
| サービスの対象 | 零細企業、個人                            | 個人  | 零細企業、個人          |
| 会社数     | 9000社弱（2015年6月）                    | 11社（2015年6月）  | 2000社以上（2015年6月） |
| 地域制限    | 当該地域（県）に限る                         | なし  | なし               |
| 資金源     | 資本金以外では、最大で純資本の50%まで銀行から借入れることができる | 資本金の100%まで銀行間市場で借入可能。許可を取得した上で金融債を発行できる               | 制限なし             |
| 業務制限    | 同一借入人への融資額は資本金の5%を上回らない            | 1件につき20万円を上回ってはならない                                   | 情報仲介サービスのみ       |
| ライセンス   | あり                                 | あり  | なし               |
| 営業範囲    | 小額貸付                               | 1、個人向け耐久消費財融資<br>2、個人向け一般融資<br>3、消費金融関連のコンサルティング、代理業務 | 情報仲介サービス         |

出所) 各種資料より作成

費金融会社6社が開業し、2015年6月の国务院の決定を受けて、さらに1社が開業した(当初の4社と加えて11社となった)。

当初の4社のうち、3社は銀行系(残り1社は外資)であったが、2014年以降に開業した会社を見ると、蘇寧消費金融会社の出資者は蘇寧雲商(旧称、蘇寧電器。雲はクラウドの意)などであり、eコマースからの参入である。蘇寧雲商は消費金融会社を持ったことにより、サプライヤーに対する小額貸付会社と商業ファクタリング会社、物流業者に対するインターネット保険販売(それぞれ既存)と合わせ、サプライチェーン全体に対する金融機能が揃った。また、中国聯通が出資者の招聯消費金融会社はオンライン消費金融会社である。このように消費金融会社でもインターネット化が進んでいる。

消費金融全体に目を向けると、前述したようにeコマース会社が傘下の小額貸付会社を

通じて顧客に融資しており、またP2Pでは「拍拍貸」などが個人向けの無担保融資を行っている。民間銀行でも、浙江網商銀行は消費者向け金融も手がけるとしている。

このように、消費金融の分野は、従来の銀行クレジットカード、小額貸付会社、銀行本体と銀行系消費金融会社に加えて、その他の消費金融会社、P2Pプラットフォーム会社などが加わりプレイヤーの多様化が進んでいる(表3)。

### Ⅲ 制度・枠組みの改善

中小企業金融・消費金融の新たな潮流が見られるが、今後も発展し続けるにはいくつかの課題がある。

#### 1 信用情報制度

まず、信用情報の制度である。中国におけ

る信用情報データベースの構築は、1990年代から徐々に始まり、2004年に人民銀行が商業銀行を組織して本格的な信用情報データベースの構築に乗り出した。そして、2006年1月に個人信用情報データベース、5月に企業信用情報データベースの運営を開始した。現在、これらは人民銀行の「征信中心（CRC: Credit Reference Center、人民銀行信用情報センター）」に含まれる。

法律面では2013年12月に最初の信用情報に関する法律「征信業管理弁法」が実施され、信用情報機関の運営、個人信用情報業務、企業信用情報業務に関する制度が固まった。

2014年末時点でシステムに接続している金融機関などは、企業信用情報システムで1724社、個人信用情報システムで1811社である。データベース自体は8.57億人と1969万社について信用ファイルを開設した<sup>注14</sup>。

利用状況（信用データ照会）を見ると、2014年で企業信用情報データベースの年間利用数はのべ9950.4万回、個人信用情報データベースでは4.05億回である。ただし、銀行（外資・政策性銀行を含む）による利用がほとんどで、その他機関による利用はどちらも1%台である。

小額貸付会社やインターネット金融のP2P会社などは、これらの情報データベースにアクセスできず、他の金融機関における借り手の信用情報を得ることができない。こうした状況が借り手に悪用されることから、改善が望まれている。

P2Pについては、人民銀行のCRCの子会社である上海資信有限公司がP2Pの全国的な信用情報システム「上海資信ネットワーク金融征信系統」（NFCS: Net Finance Credit System）

を構築している。P2Pプラットフォームの借り手と貸し手の個人情報、貸出申請情報、返済情報などを収集し、P2P会社に信用情報サービスを提供する。現在のところ、CRCとNFCSは独立しているが、両者が接続されれば信用情報が得やすくなる。

また、2015年1月に人民銀行が発表した「個人信用調査業務の準備工作に関する通知」が新たな動きとして注目される。これにより8社の信用情報会社が認められた<sup>注15</sup>。

そのうちの1社はアリババ系の「芝麻信用分」でアリババ傘下のタオバオ、アリペイなど（表2）の個人（実名）3億人、中小企業3700万のビッグデータを利用する。スマホ上で自分の信用度の点数を確認できるサービスは既によく知られている。

## 2 動産融資（譲渡）登記

次に、動産融資登記は、今後のABL（Asset Based Lending: 動産・債権担保融資）の発展に不可欠であり、商流ファイナンスの発展も左右する。実際、2011～12年には上海の鋼材取引で在庫の重複担保などによる大規模な融資詐欺事件が生じたこともある。

動産融資登記については、工商行政管理局と人民銀行の動産登記システムがある。国家工商局は、2007年の物権法の実施を受けて新たな「動産抵当登記弁法」を実施した。企業などは、現在・将来所有する生産設備・原材料・半製品・製品を抵当にする場合、抵当人所在の県級工商局に登記しなければならない。

CRCの登記システム「中征動産融資統一登記プラットフォーム」は、物権法実施を受けて2007年10月に運用を開始した売掛債権の

登記システムである<sup>注16</sup>。2009年7月にはリース業界の需要に応える形でリース登記システムの運用を開始、さらに、2013年にはその他の動産に業務を拡大し、足元では売掛債権質権、売掛債権譲渡、リース、所有権留保など、9種類の登記が可能である。

これらの登記制度は中小企業金融にプラスに働いている。売掛債権登記システムにおいて、中小企業が質権設定者となるケースは67万件あり、全体の84%を占める（2013年）。14.6万の中小零細企業が売掛債権を利用して融資を得た。リース登記システムの場合、中小零細企業の占める割合は33%である<sup>注17</sup>。

ただし、前述で見たように在庫抵当権は工商局、売掛債権の質権登記は人民銀行という二元化した状況である。米国では「統一商法（Uniform Commercial Code）」の下で一元化されており、リスクとコスト削減の点から統一された登記制度が望まれる。

また、担保品管理の法律が十分でないことも指摘される。銀行と倉庫会社の間での責任を明確化するということが必要である。制度面のインフラが整えば、物流・倉庫企業が商流ファイナンスに参入する余地は十分にある。

最後に、リースの登記システムも改善が望まれる。現在、リースの登記システムとしては、上記のCRCの登記システムと商務部の登記システム（2013年運用開始）がある。ただし、登記に関する法律の規定・解釈・実際の運用（たとえば、リース物権に抵当権が設定されている場合などで問題が生じる）に依然として改善の余地があるといわれている。

### 3 インターネット金融の規制整備

インターネット金融は、中小企業金融や消

費金融の新たなチャネルとして期待されているが、これまでは監督管理・参入基準・規則がない、いわゆる三無状態の中で、破綻も数多く生じていた。金融規制当局はインターネット金融の良い点と規制すべき点を見極めるため、あえて野放しにしてきたが、2015年7月によりやく人民銀行など10部門が連名で「インターネット金融の健全な発展の促進に関する指導意見」（指導意見）を発表した。

指導意見は「金融革新を奨励し、インターネット金融の健全な発展を促進し、監督責任を明確にし、市場秩序を規範化する」としており、基本的にインターネット金融を推進する姿勢を示した。前述したようにP2Pなどで問題が生じているが、当局は新たな金融チャネルの可能性を重視したと見られる。

指導意見の内容を見ると、既存金融機関（銀行・証券・保険・投資信託・信託・消費金融）がインターネットを利用して高度化することやネット金融機関を展開することを奨励・支持している。

その一方で、インターネット企業が支払サービスを提供する会社やP2P・クラウドファンディングのプラットフォーム・金融商品販売プラットフォームを設立することを支持し、また、eコマース企業がオンラインでの金融サービス体系を改善し、商流ファイナンスを展開することを奨励している。伝統的金融機関とインターネット企業間の相互協力も促している。

また、ビッグデータ、インターネット、情報セキュリティに関するインフラ構築や信用情報の共有プラットフォームの構築などを推進し、条件の合うインターネット企業には信用情報データベースへのアクセスや信用調

査業務への道も開かれる。

規制は、インターネット金融も本質的には金融であるという認識の下でかけられる。

- ①インターネット支払・決済は、小額・快速敏捷を旨とし、人民銀行が規制当局となる。
- ②P2Pは法律上、個人間の民間貸借となり、P2P会社は情報仲介のプラットフォーム機能に徹する。P2Pとインターネット上の小額貸付会社は、銀監会が規制当局となる。
- ③クラウドファンディングは、小零細企業向けの公開・小額エクイティファイナンスとされ、クラウドファンディング会社の機能は投資家への情報提供である。証監会（中国証券監督管理委員会）が規制当局となる。
- ④インターネット投信販売と⑤インターネット保険は、それぞれ証監会と保監会（中国保険監督管理委員会）が規制当局となる。また、⑥信託会社と消費金融会社がインターネットを通して消費金融業務を展開する場合、銀監会が規制当局となる。

リスク抑制の面では、顧客資金に関して第三者（具体的には銀行）による資金保管管理を実施する点が重要である。また、当然のことながら情報開示やリスク提示が求められる一方、適格投資家制度の構築も研究されることになった。

規制については、伝統的金融機関かインターネット会社かという区分ではなく、提供する金融サービスの機能に基づいて規制される方向が示された。インターネット金融が中国金融界で市民権を得たともいえ、既に中小企

業・消費者金融において頭角を現しているインターネット金融にさらなる発展の道が開けた。

## IV 中小企業金融・消費金融は新たな局面へ

中小企業金融・消費金融については、長年、銀行の融資を促進させる措置や、他の金融機関を育成するといった措置がとられてきたが必ずしも満足できる結果を得られなかった。基本的には、貸出先に関する情報収集の難しさ・コストの問題がある。

しかし、ここに来て中国でも金融とITテクノロジーが融合し始め、商流ファイナンスやインターネット金融などにより、これらの問題を解決しようとする動きが出ている。

折りしも、金融自由化により新たな経営モデルを模索している銀行や、大きく発展してきたeコマース会社などのインターネット企業がこの分野に参入し、俄然活気づいている。

無論、新たな形態の金融にはリスクがつきものであり、この新たな動きを活かすためにも信用情報制度・登記制度や法的整備を整えることが必要であろう。

### 注

- 1 広瀬・李（2013）
- 2 范（2013）
- 3 マイクロファイナンスなど
- 4 地方政府レベルでの信用保証の強化など
- 5 2013年データは史（2014）、ほかは人民銀行、銀監会
- 6 李（2014）
- 7 ここでは本文で述べた規模感に基づき、銀行、

- リース会社、小額貸付会社、インターネット金融、および消費金融会社を取り上げた
- 8 無論、銀行以外の機関も商流ファイナンスを提供できる
  - 9 著者の商業銀行へのインタビュー。また、詳しくは第三論考「中国における商流ファイナンスの革新」参照
  - 10 尚福林銀監会主席の2015年6月26日の発言など
  - 11 「金十条」を受け商業銀行以外の資本も金融リース会社を設立することが可能になった
  - 12 偽装外資と見られ、厳しく規制されるようになった地方政府の融資プラットフォーム会社の代替機能を果たしていると思われる
  - 13 零壹財経済融資租賃研究中心ウェブサイト
  - 14 『中国征信業発展報告(2004-2014)』(人民銀行)。2014年時点で企業・個人信用情報システムは商業銀行・農村信用社・外資銀行・村鎮銀行・財務公司・信託投資会社・金融リース会社・自動車金融会社、その他に小額貸付会社・保険会社・信託投資会社・金融資産管理会社・担保会社などからデータを取り入れており、融資リース会社・証券会社・ファクタリング会社などとも接続しようとしている
  - 15 ちなみに、人民銀行CRC以外の信用情報機関は、全国に計150数社、うち70社以上は信用格付

機関である(『中国征信業発展報告(2003-2013)』)

- 16 売掛債権質権については、唯一の法定登記機関である。また、2014年11月に天津市の高級人民法院は、CRCの登記システムで行った売掛債権譲渡の登記についての司法効力(第三者対抗要件)を認めた
- 17 史(2014)

#### 参考文献

- 広瀬・李「転換期を迎える中国の消費金融サービス」、『知的資産創造』2013年11月号、野村総合研究所
- 范立君『現代中国の中小企業金融』時潮社、2013年
- 史建平編『中国中小微企業金融服務発展報告(2014)』中国金融出版社、2014年
- 李子彬他編『中国中小企業2014藍皮書』2014(および各年版)、中国發展出版社
- 王国剛・曾剛編『中外供應鏈金融比較研究』人民出版社、2015年

#### 著者

- 神宮 健(じんぐうたけし)  
NRI北京金融システム研究部長  
専門は中国のマクロ経済・金融の研究